

2025 年度（令和 7 年度）
ケアホーム杉名沢地域連携推進会議

日 時 2025 年 11 月 12 日（水） 午後 1 時 30 分
場 所 ケアホーム杉名沢

式 次 第

- 1 あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 ケアホーム杉名沢地域連携推進会議運営要綱の説明
- 4 議 題 （1）活動状況の報告及び意見交換
 （2）地域連携推進会議からの必要な要望・助言等
 （3）訪問日の日程

共同生活援助事業所ケアホーム杉名沢
地域連携推進会議運営要綱

（目的）

第1条 この規程は、共同生活援助事業所ケアホーム杉名沢（以下「事業所」という）と地域が連携することにより以下の目的を達成するため地域連携推進会議を設置する。

- (1) 利用者と地域との関係づくり
- (2) 地域の人への施設等や利用者に対する理解の促進
- (3) 事業所のサービスの透明性・質の確保
- (4) 利用者の権利擁護

（組織）

第2条 地域連携推進会議は、次に掲げる会議員をもって構成する。

- (1) 利用者の代表
- (2) 利用者家族の代表
- (3) 地域関係者の代表
- (4) 市の障がい福祉職員

（会議員の選出）

第3条 前条に掲げた会議員は、各々の選出単位ごとに定める方法に基づき選出する。また、選出単位において改選を行った場合、改選後速やかに事業所に連絡する。

（会議員の任期）

第4条 任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の会議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 地域連携推進会議は、法人の理事長が招集する。

- 2 会議は、会議員、事業所の管理者、法人の理事長が指名する事業所職員の参加をもって開催する。
- 3 会議の議長は、事業所の管理者とする。
- 4 会議の議長は、会議における議事の進行に必要と認める場合は、関係する者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 会議は、年1回以上開催する。

（会議の議題）

第6条 会議の議題は、次に掲げる内容とする。

- (1) 事業の運営に係る状況報告
- (2) 地域連携推進会議からの必要な要望、助言等
- (3) その他、利用者の生活や事業所の運営に必要な事項

（訪問）

第7条 会議員は、年一回以上、事業所を訪問し利用者の生活状況を把握・理解する。

（会議及び訪問の通知等）

第8条 法人の理事長は、会議員に対し、書面送付等により会議及び訪問を行う旨の通知をする。

2 前項の通知には、開催日及び前条に規定する議題の内容等を記載するものとする。

（記録及び公表）

第9条 報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

（報酬）

第10条 法人は、出席者に対し報酬は支給しない。

（守秘義務）

第11条 会議員は、職務上知りえた利用者やその家族の事情や秘密に関する事項について守秘義務があり、職を退いた後も同様とする。

附則

この運営要綱は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

資料1 共同生活援助事業所「ケアホーム杉名沢」

【2025年11月1日現在】

1. 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 福祉を共に考える会
所 在 地	御殿場市杉名沢162番地3
電 話 番 号	0550-89-8278
代表者氏名	理事長 徳田和仁
設立年月日	2015年3月15日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定共同生活援助事業所		
事業所の名称	ケアホーム杉名沢		
事業所の所在地	御殿場市杉名沢143番3		
連 絡 先	電話番号 0550-78-6186 ファックス 0550-78-6186		
管 理 者	徳田和仁	サービス管理責任者	山本竜也
定 員	10人		
設立年月日	2013年4月1日	指定年月日	2022年5月1日
事業所番号	2221200278		

3. サービスの目的・運営方針及び主たる対象者

目 的	利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況などに応じて食事、入浴、排泄等の介護、及び相談その他日常生活上の支援を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな共同生活援助事業サービスの提供。
主たる対象者	知的障害者、身体障害者（肢体不自由、視覚）

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	① ケアホーム杉名沢（木造、平屋）② 第2ケアホーム杉名沢（木造、2階建て）		
	敷地面積	462.84 m ²	床面積	① 169.60 m ² ② 119.10 m ²

(2) 主な設備

	部屋数等		備考
	① ケアホーム杉名沢	② 第2ケアホーム杉名沢	
居 室	6室	4室	有効面積 8.97 m ² 以上
押 入	6箇所	5箇所	1室に2箇所の所あり
食堂・居間	1室	1室	
厨 房	1室	1室	
浴 室	1箇所	1箇所※	※入浴用特殊設備あり
脱衣室	1室	1室	
職員室	1室		
便 所	2箇所	2箇所	
洗面所	1箇所	1箇所	
玄関・廊下他		エレベーター、階段	

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤 換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.1	
サービス管理責任者	1		1			0.1	

世話人	4以上		2以上	1	1以上	2.1以上	
生活支援員	4以上		3以上		1以上	1.9以上	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※1 常勤換算とは・・・職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 38.75 時間）で除した数です。

※2 各職種の勤務時間

職 種	勤務体制
管理者	月曜日～金曜日 8:30～17:00
サービス管理責任者	月曜日～金曜日 8:30～17:00
世話人	主な勤務時間及び職員数 15:30～22:00→2～3 人 (22:00～翌日 5:00 は宿直 1 人) 5:00～10:00→1～2 人 なお、利用者の利用状況によって時間及び職員数は変動します。
生活支援員	

6. サービス提供の内容

(1) 訓練度給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相 談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言等を行います。
食 事	栄養と各人の嗜好を考えて献立を作り提供します。（食材料費は対象外サービスです。）時間帯：朝食 8:00～、昼食 12:00～、夕食 18:00～
排 泄	必要に応じ排泄に関する支援を行います。
入 浴	必要に応じ入浴に関する支援を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さに注意を払います。
余暇支援	地域行事への参加促進。買い物等を支援し、自主性を育てます。
健康管理	普段の健康状態の把握に努めます。また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
移 動	利用者の安全に配慮し、移動の際には見守り等を行います。

(2) 訓練度給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容及び金額
食 費	食材料費（朝食 2 6 0 円、昼食 3 7 0 円、夕食 3 7 0 円）
家 賃	月額 1 4, 5 0 0 円※
光熱水費	1 日 4 2 0 円 日用品費 1 日 7 0 円
日常生活においても通常必要になるものに係る経費であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	

※ 特定障害者特別給付費（家賃補助）の対象者は、上記の金額から障害福祉サービス受給者証に記載された同特別給付費を控除した金額となります。

《サービスの概要》

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行なわれます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付します。

《例》利用料（30 日/月利用の場合）

（円）

内 訳	金 額	備 考
食事代 朝 7.800 昼 2960 夕 11.100	21.860	おやつ等は自己負担
光熱水費	12.600	
日用品費	2.100	
家賃（公費による補助分を除く）	4.500	
合計	41.060	

資料2 虐待・事故・ヒヤリハットの報告（2025/4/1～11/10）

1 虐待（1件）

日にち	経緯（流れ）	内容	対応
6/9	職員 A からサービス管理責任者に対し職員 B の言動に質問と意見が出された。	6/6 職員 A がケアホーム杉名沢で勤務中、職員 B から「何」（強い口調）「あっちに行ってよ」「親は何もやってこなかったんだな」「こいつ何もできないのだな」の発言があった。	
6/10	管理者とサービス管理責任者（以下、管理者等という）が職員 B に 6/9 のことについて聞き取りをした。	職員 B 「口調が強くなってしまった。一部本人の前ではないけれど上記のことは言った」	
6～7	管理者等はケアホーム杉名沢で仕事をする職員及び関係する職員に対し職員 B の利用者へのかかわり方や仕事ぶりについて聞いた。	各職員より 「声が大きく強い口調になっている時がある。利用者は威圧的に感じる」 「ショートステイ利用者に対し『うるせー』『その声止めてくれ、みんなが迷惑している』と言っていた」 「自分の考えを押し付けているのでは」 「仕事を頑張っていると感じる」 「人の意見を聞く姿勢はあるのだが、前後の説明がない、または少ない時があるので相手方に理解しづらい」	
7/31	管理者等が職員 B に対し、職員に対する聴き取り内容を伝えた。	職員 B より「『親は何もやってこなかったんだな』の発言は誤りであった」	8/7 管理者等も同席し対象利用者に対し 6/9 の言動について謝罪することを確認する。
8/7	管理者等が職員 B に対し虐待事案の法人内検証結果を報告した。	職員 B に文書化した内容を説明し確認の署名をする。	職員 B が対象利用者に対し謝罪をした。
8/8	管理者等が職員 A に対し職員 B による虐待事案の法人内検証結果を報告した。	職員 A に文書化した内容を説明し確認の署名をする。	
8/14	管理者が御殿場市社会福祉課に今回の虐待事案を報告した。		
8～9	御殿場市社会福祉課職員が職員 A と B 及びケアホーム杉名沢男性棟利用者及び関係する職員に対し聞き取りを行っ		

	た。	
10/8	虐待事実確認調査の結果が御殿場市より文書で送られてきた。	障害者虐待の事実が認められた。 1 言葉による心理的虐待 2 改善計画の提出 職員同士が支援の確認（振り返り）をする。 虐待防止にむけた研修、指導体制の充実 3 過去の障害者虐待について行政への報告がなされていなかったので報告基準の周知徹底を図る。
10/20	虐待防止に向けた改善計画を御殿場市に提出	別紙参照

2 事故（6件）

日にち	内容	備考
5/28	利用者 A が、夕方、怒って不機嫌なところ、一人でケアホーム杉名沢から出てつどいの家に歩いて行った。 本人は「携帯電話が欲しい」とのことで、気持ちが違う形で出たのでは（その時に勤務していた職員）	つどいの家の職員から電話連絡あり
6/15	朝、職員が男性棟から女性棟に行っている間に台所に用意していた薬（本人用の朝と夜）を利用者 B が全て飲んでしまった。 ⇒その時、必要な分だけ用意し、他の薬は職員室においておく。 一旦、その場所から離れる時は、鍵のかかる場所に薬を移す。	利用者 B に体調異常は無かった
6/20	職員が誤って利用者 C に対し、本来寝る前に飲んでもらう薬を夕食後に飲ませてしまった。 ⇒薬に書かれた名前・日にち・時間帯の所を声を出して確認する。	利用者 C に体調異常は無かった
7/1	利用者 D が、朝、一人でケアホーム杉名沢からマックスバリュ一萩原店近くまで歩いて行った。本人は何日か前から「〇〇〇やきん」と言っていた。（〇〇〇への方向であった）	通勤途中の職員が見かけて保護した
7/29	夕食後、ショートステイ利用者 E が、食堂で何度か利用者 F に近づき、ちょっかいを出していたところ F が怒り E の右頬を手でひっかいた。 ⇒E がショートステイの部屋で過ごすよう促せばよかった。	
8/6	職員が、利用者 G と H に対し、翌日朝の薬をそれぞれ飲ませてしまった。（職員曰く、利用者のてんかん発作があったので慌ててしまった） ⇒夜の薬を翌日の朝に飲んでもらった。薬に書かれた名前・日にち・時間帯の所を声を出すことを再確認する。	利用者 G と H に体調異常は無かった

3 ヒヤリハット

なし

虐待防止に向けた改善計画

社会福祉法人福祉を共に考える会

1 職員が自らの支援を振り返る機会を持つ

- ① 「利用者が日頃、職員（自分）が行っている支援について、どう感じているか」
調査票（資料1）へ記入し集計したものについて意見交換を行う～10月31日の職員会議で説明し、11月10日までに回収、11月中旬実施予定の同会議で集計したものについて意見交換を行う
- ② 「虐待防止アンケート」2025年5月実施、7月の職員会議で集計したものを配布
済 その中から課題を整理し話し合いの場を持つ（10月31日の職員会議）

2 職員同士の支援の確認

- ① 利用者支援を行う中で、他の職員に対する違和感や共鳴するところ（前述の「虐待防止アンケート」から抽出）を出し合い、共通理解を導く（10月31日の職員会議）
- ② 職員同士、質問や意見を言い合える関係作り（11月中旬実施予定の職員会議）
→ 障壁になっているものがあれば、出し合い改善へ繋げる

3 障がい特性の再学習

- ① 個別支援計画の見直し（中間評価）の時期（10月）に合わせ、個々の利用者の障がい特性への対応を検討し、共通理解を得る

4 虐待が起きた時の対応と市町への通報義務の確認

- ① 虐待が起きた（疑いを含む）ときは、速やかに管理者またはサービス管理責任者（以下、管理者等）に報告し、管理者等は、速やかにその内容について事実確認を行う。
必要に応じ関係職員にも聞く機会を持つ
- ② 虐待を発見した（疑いを含む）者又は管理者は、その内容を市町へ通報する義務を負うことを確認する
- ③ ①と②の内容を事業所内に掲示する

5 関係事項

- ① 10月27日開催する理事会で、今回の虐待内容、事業所内での聴き取り及び御殿場市による事実確認調査を報告し各理事の意見を聞き、今後の支援に繋げる
- ② 11月12日開催する地域連携推進会議で、今回の虐待内容、事業所内での聴き取り及び御殿場市による事実確認調査そして理事会の意見を報告し、各委員の意見を聞き、今後の支援に繋げる